

No.11 多発しているトラック - 墜落・転落の死亡災害事例（2021年）

2021年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
12	6～8	3 tトラックに長さ4 mの塩ビ管を積む際に、塩ビ管の方向を変えようと荷台の上にいる被災者が塩ビ管とともに墜落し頭部を打ったもの。	30110	221	1	10～29
12	2～4	最大積載量10.6トンの貨物自動車の高さ約3.5メートルの荷台（積み荷であるゴミ）の上で荷下ろしのためのシート外しを荷台後方で行っていたところ、墜落し、死亡した。	150102	221	1	30～49
11	12～14	大型レッカー車の整備作業において、被災者はレッカー車の後方に格納したリフト（事故車両を牽引する部分）の上で（腰を掛けるように）身体をあずけ、レッカーのブーム部分へ油を差す作業を行っていたところ、リフトの一部が被災者の自重で傾いたため、バランスを崩し地面に墜落（車体に足を乗せていた箇所の高さ183.5 cm）し、頸椎骨折による頸髄損傷で死亡した。	11502	221	1	10～29
10	10～12	山中の建設現場に向け、コンクリートプラントからミキサー車を運転し出発した被災者の車両が、到着予定時刻を過ぎても建設現場に到着しないため、コンクリートプラントの職員が山中を捜索したところ、作業道から転落している車両を発見し、消防により救助されたものの死亡したもの。	40301	221	1	10～29
10	4～	サイロの下に11 tトラックを着け、木材チップを積み込む作業中、荷台前方への積み込みが終わる直前に、荷台上の木材チップを足場にして、取出し口からサイロの内部に棒を差し込み木材チップ	40301	221	1	10～

6	を掻き出していたところ、突然サイロから多量の木材チップがなだれ落ち、被災者は、荷台（アオリ上部までの高さ3.58m）から押し出されて地面に墜落し、搬送先の病院にて死亡が確認された。				29
8	被災者は工場の敷地内でトラックミキサーの修繕作業を行っていたが、同日夕方、被災者が上記トラックの傍で地面に倒れているのを他の労働者が発見した。病院へ搬送された被災者は、肋骨、後頭部を骨折しており、搬送後、意識不明の状態集中治療室で治療を受けていたが、後日死亡したもの。	10901	221	1	1～9
6	代表取締役及び被災者がトラックの荷台にあるプレコンバッグを重機を使用しておろす作業を行っていた。被災者がトラックに備え付けられたはしごにて昇降していたところ、代表取締役がトラックと重機の距離を近づけるため、当該トラックをバックさせ、被災者がはしごから墜落した。被災者は病院に搬送されたが、災害発生日の数日後、脳挫傷により死亡した。	30309	221	1	1～9
6	被災者は、事業場に向けてトラックにて帰社中、荷台の固定バンドが外れて、シートが荷台からはがれたため、橋上の路肩に停車し荷台にのぼりシートを固定していた時に風にあおられたためバランスを崩し墜落したものと推測される。	40301	221	1	30～49
5	中古車を船積みするにあたり、キャリアカー（トレーラー）から車を降ろしていた被災者が、トラックの横にうつぶせで倒れているところを同僚の作業者に発見された。被災者は意識不明のまま救急搬送されたが病院で死亡（脳挫傷）が確認された。	40301	221	1	1～9
5	事業場内駐車場において、被災者が最大積載量3650キログラムのトラック荷台上に敷きつめてあったパレット上を荷台前方から最後部に向かって移動し、地上に降りるために最後部のあおりをつかんだところ、あおりが固定されておらず、外側に開いたため、前のめりの姿勢となって地面に転落し、頭部打撲により救急搬送され、同日、重症頭部外傷により死亡となったものである。	40301	221	1	10～29

5	10 ~ 12	被災者は車両積載型トラッククレーン（積載荷重7300キロ）の荷台に積んだユニットハウス（高さ：372cm）の固縛（こばく）作業を、脚立（高さ198cm）を使いながら、単独で行っていた。当該作業中に、脚立が転倒した音があり、周囲の労働者が確認したところ、被災者が地面に倒れた状態で発見された。現場の状況から、被災者はユニットハウスの上部から墜落または脚立から転落し、脚立に激突した。	40301	221	1	1~ 9
4	14 ~ 16	被災者は一人でトラックの荷台に上がり、運送物をシートで覆い固定する作業を行っていた。災害発生時間、近くで作業していた作業員が「ドン」と大きな音がしたためそこへ行くと、地上で両耳から血を流して仰向けに倒れている被災者を発見した。なお、ヘルメットが脇に転がっていた。病院に救急搬送され、頭蓋骨多発骨折等で治療を受けていたが、法的脳死判定を受けた。	40301	221	1	10 ~ 29
4	16 ~ 18	ミキサー車運転手である被災者は、終業時刻前に、自車の運転席とミキサーとの間に設置されている水タンクの上（地面からの高さ1.7メートル）において運転席の屋根を洗車中、水タンク上から墜落し、意識不明となった。病院へ搬送され治療中に外傷性くも膜下出血により死亡した。被災者は保護帽や墜落制止用器具を着用していなかった。	10901	221	1	30 ~ 49
3	14 ~ 16	コンクリートミキサー車の後部ステップから墜落し、後頭部を打ったもの。	10901	221	1	10 ~ 29
2	6 ~ 8	物流センターでトラックへ荷の積込みを終え、テールゲート上を歩いて移動していたところ、テールゲートがプラットホームから外れて地上に墜落。その後、自らトラックを運転して約4km走行したところで意識を失い、ハンドルに覆い被さっているところを通行人に発見されたもの。	40301	221	1	1~ 9
	12	ごみ収集車でゴミ収集作業を行っていた際に、ごみ収集車の右後方				100

2	～ 14	のステップに立っていた被災者が、ステップから地面に墜落したものの。	150103	221	1	～ 299
2	10 ～ 12	木造2階建ての一般住宅解体工事現場において、解体後の木材を2トンダンプに積み込んだ後、積み込んだ荷の上で均し作業をしていた被災者（1次下請の労働者）がバランスを崩し、1.65m下のコンクリート製の地面に墜落した。墜落時頭部を打ちつけ、意識不明となったため救急搬送されたが、頭蓋骨骨折、びまん性軸索損傷、頸髄損傷による脳死状態が続き、その後死亡に至った。	30202	221	1	10 ～ 29
1	16 ～ 18	車庫にダンプトラックを停止させてドアを開け、運転席から降りようとしたところ、地面に墜落した。	40301	221	1	10 ～ 29
1	8 ～ 10	被災者は、木製パレット（高さ2.0m）、を積載した4トントラック（ウイング車、トラック荷台から地上までの高さ1.05m）を運転し、運搬した後、トラックから、パレットを降ろす準備として、トラックのウイングを開け、当該パレット上に登り、置かれた緩衝材を地上に降ろし終え、パレットから降りる途中、コンクリート地面に墜落した。	40301	221	1	10 ～ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210\\_38.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_38.html)